

競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年1月13日

長崎県教育センター所長 竹之内 覚

1 一般競争入札に付する事項

長崎県教育センター庁舎等管理業務委託

2 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 3の資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) 本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録していない者
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項 第8号の規定による長崎県知事の登録を受けていない者及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する1種、2種、3種いずれかの電気主任技術者並びに仕様書にある技術者を選任できない者

3 競争入札参加者の資格審査申請方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和8年2月3日（火曜日）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時までに、11に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和8年2月3日（火曜日）午後4時必着とする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）は、この告示の日から11に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札参加者の資格審査を受けようとする者は、資格審査申請書に次の書類を添えて11に掲げる場所に提出しなければならない。

① 法人にあっては、次のア及びイ

- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

② 個人にあっては、次のア、イ及びウ

- ア 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
- イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

③ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書

④ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

- ⑤ 印鑑届（様式第2号）
- ⑥ その他所長が必要と認める書類

4 資格審査結果の通知

所長は、資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知（郵送）する。

5 資格の有効期間

入札参加者の資格の有効期間は、4の資格審査結果通知書により、資格を取得した日から令和8年5月31日までとする。

6 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）に、別に定める必要書類のうち、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 電話番号等

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者に承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第8号）に、別に定めるところにより関係書類を添付し所長に提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併（会社法（平成17年法律第86号）第748条）、吸收分割（同法第757条）及び新設分割（同法第762条）をした場合並びに事業譲渡（同法第467条）をした場合及び営業権の移行をした場合
- (2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をした場合及び相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合及び法人事業者が個人事業者となる場合

9 資格の取消し

- (1) 入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

10 資格取消等の通知

所長は、入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。ただし、入札参加者の資格を有する者が既に存在しない場合は、この限りでない。

11 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒856-0834 大村市玖島一丁目24番2号

(名称) 長崎県教育センター 総務課

(電話) 0957-53-1131 (直通)